

2021年5月17日

各位

会社名 フリージア・マクロス株式会社
代表者名 代表取締役社長 奥山 一寸法師
(コード：6343、東証第二部)
問合せ先 会計責任者 浅井 賢司
(TEL. 03-6635-1833)

日邦産業株式会社に対する公開買付けの条件変更に伴う
「日邦産業株式会社(証券コード：9913)に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

フリージア・マクロス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2021年1月27日、日邦産業株式会社(証券コード：9913)(以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2021年1月28日より開始しておりますが、本日、名古屋高等裁判所より、許可抗告に係る抗告不許可決定書面(注)を受領したこと等に伴い、本公開買付けにおける買付け等の期間を延長することを決定いたしました。

(注) 対象者が発行した新株予約権の無償割当てを仮に差止めるための仮処分的事件に関し、名古屋高等裁判所より、同年4月22日付けで当該保全抗告の却下が決定されていたところ(経緯は公開買付者が過去に公表したプレスリリースをご参照ください。)、公開買付者は名古屋高等裁判所の当該決定を不服とし、最高裁判所に対して特別抗告及び許可抗告を申立てておりました。このうち、許可抗告については、本日名古屋高等裁判所より不許可である旨の決定書面を受領いたしました。

これに伴い、2021年1月27日付けで公表いたしました適時開示資料「日邦産業株式会社(証券コード：9913)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(その後の訂正も含みます。)を変更いたしますのでお知らせいたします。

変更箇所には下線を付して表示しております。

記

1. 「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針 ① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」

(変更前)

<前略>

その後、2021年4月22日付けで、4月8日付保全抗告の申立てが名古屋高等裁判所により棄却された(以下「4月22日付決定」といいます。)旨の書面(以下「4月22日付決定書面」といいます。)を、公開買付者が同年4月22日付けで受領しました。公開買付者は、以下「(本公開買付け後、対象者が本買収防衛プランの継続(維持)を決議した場合及び本対抗措置の発動を決議した場合等の公開買付者の方針について) (ii) 当該方針の詳細について」に記載したとおり、本仮処分命令の申立てが裁判所により棄却又は却下されると公開買付者が判断した場合は、本公開買付けを撤回する方針としておりましたが、同年4月22日付けで当該方針を変更いたしました。すなわち、公開買付者は、本仮処分命令の申立ての審議が第一審及び第二審の何れにおいても却下或いは棄却された場合は、第二審に対する許可抗告審が第三審(最高裁判所)で認められる可能性は無いと考えておりましたが、4月22日付決定書面の

文書の内容を鑑みた場合、4月22日決定に対して許可抗告を行い、最高裁判所に判断を仰いだ結果当該許可抗告が認められる可能性もあり、対象者による本対抗措置の発動が差し止められた状態で本公開買付けを終了することが可能だと考えたことから、公開買付者は、2021年4月22日付けで本公開買付届出書提出日時点で決定した上述の方針を変更し、同日時点では、本公開買付けは撤回せず、名古屋高等裁判所の4月22日付決定を不服とし、当該決定に対して最高裁判所に対して許可抗告を申立てることを同日付けで決定し、最高裁判所に当該許可抗告を同年4月23日付けで郵送により申立てました。これに伴い、公開買付者は、同年4月23日付けで関東財務局長に公開買付届出書の訂正届出書（以下「4月23日付訂正届出書」といいます）を提出しております。同日時点の本公開買付期間が2021年4月23日までであったところ、4月23日付訂正届出書の提出により、法第27条の8第2項、法第27条の8第8項、及び他社株府令第22条第2項の規定に基づき、公開買付者は、4月23日付訂正届出書を提出した2021年4月23日より起算して10営業日を経過した同年5月13日を本公開買付期間の末日とし、本公開買付期間を合計70営業日まで延長することを同年4月22日付けで決定いたしました。

更に、公開買付者は、同年4月22日以降、4月22日付決定書面の内容を踏まえ、特別抗告が最高裁判所に認められる可能性についても検討を開始いたしました。公開買付者は、同年4月22日時点では、当該特別抗告が認められる可能性は低いものと考えておりましたが、その後、慎重に当該特別抗告の申立理由について検討を進めた結果、同年4月24日付けで、4月22日付決定書面の文書の内容を踏まえた場合、特別抗告についても最高裁判所に認められる可能性があると判断したことから、名古屋高等裁判所の4月22日付決定を不服とし、当該決定に対して最高裁判所に対して許可抗告の他、特別抗告（以下、当該許可抗告及び当該特別抗告を総称して「本件許可抗告等」といいます。）も申立てることを同年4月24日付けで決定いたしました。また、公開買付者は、最高裁判所に対して、当該特別許可を同日付けで郵送により申立てました。これに伴い、公開買付者は、同年4月26日付けで関東財務局長に公開買付届出書の訂正届出書（以下「4月26日付訂正届出書」といいます）を提出しておりますが、公開買付者は、2021年4月26日時点においても、本公開買付けは撤回せず、4月23日付訂正届出書に記載した方針を変更し、第二審が裁判所で棄却され、公開買付者が当該決定を不服とし、許可抗告の他、特別抗告も併せてその両方を申立てた場合は、その両方が第三審（最高裁判所）で棄却又は却下されると公開買付者が判断した場合、或いは棄却又は却下された場合に、本公開買付けを撤回する方針といたしました。そして、同日時点の本公開買付期間が2021年5月13日までであったところ、4月26日付訂正届出書の提出により、法第27条の8第2項、法第27条の8第8項、及び府令第22条第2項の規定に基づき、公開買付者は、4月26日付訂正届出書を提出した2021年4月26日より起算して10営業日を経過した同年5月14日を本公開買付期間の末日とし、本公開買付期間を合計71営業日まで延長することを同年4月26日付けで決定いたしました。

<中略>

そして、公開買付者が、上述の通り、対象者の本買収防衛プランに対して新たな見解を有したこと、及び本件意向表明書等の提出を決定したことに伴い、公開買付者は、2021年5月13日付けで関東財務局長に公開買付届出書の訂正届出書（以下「5月13日付訂正届出書」といいます）を提出しておりますが、同日時点の本公開買付期間が2021年5月14日までであったところ、5月13日付訂正届出書の提出により、法第27条の8第2項、法第27条の8第8項、及び府令第22条第2項の規定に基づき、公開買付者は、5月13日付訂正届出書を提出した2021年5月13日より起算して10営業日を経過した同年5月27日を本公開買付期間の末日とし、本公開買付期間を合計80営業日まで延長することを同年5月13日付けで決定いたしました。

<後略>

(変更後)

<前略>

その後、2021年4月22日付けで、4月8日付保全抗告の申立てが名古屋高等裁判所により棄却された（以下「4月22日付決定」といいます。）旨の書面（以下「4月22日付決定書面」といいます。）を、公開買付者が同年4月22日付けで受領しました。公開買付者は、以下「（本公開買付け後、対象者が本買収防衛プランの継続（維持）を決議した場合及び本対抗措置の発動を決議した場合等の公開買付者の方針について）（ii）当該方針の詳細について」に記載したとおり、本仮処分命令の申立てが裁判所により棄却又は却下されると公開買付者が判断した場合は、本公開買付けを撤回する方針としておりましたが、同年4月22日付けで当該方針を変更いたしました。すなわち、公開買付者は、本仮処分命令の申立ての審議が第一審及び第二審の何れにおいても却下或いは棄却された場合は、第二審に対する許可抗告審が第三審（最高裁判所）で認められる可能性は無いと考えておりましたが、4月22日付決定書面の文書の内容を鑑みた場合、4月22日決定に対して許可抗告（以下「本件許可抗告」といいます。）を行い、最高裁判所に判断を仰いだ結果本件許可抗告が認められる可能性もあり、対象者による本対抗措置の発動が差し止められた状態で本公開買付けを終了することが可能だと考えたことから、公開買付者は、2021年4月22日付けで本公開買付届出書提出日時点で決定した上述の方針を変更し、同日時点では、本公開買付けは撤回せず、名古屋高等裁判所の4月22日付決定を不服とし、当該決定に対して最高裁判所に対して本件許可抗告を申立てることを同日付けで決定し、最高裁判所に本件許可抗告を同年4月23日付けで郵送により申立てました。これに伴い、公開買付者は、同年4月23日付けで関東財務局長に公開買付届出書の訂正届出書（以下「4月23日付訂正届出書」といいます）を提出しております。同日時点の本公開買付期間が2021年4月23日までであったところ、4月23日付訂正届出書の提出により、法第27条の8第2項、法第27条の8第8項、及び他社株府令第22条第2項の規定に基づき、公開買付者は、4月23日付訂正届出書を提出した2021年4月23日より起算して10営業日を経過した同年5月13日を本公開買付期間の末日とし、本公開買付期間を合計70営業日まで延長することを同年4月22日付けで決定いたしました。

更に、公開買付者は、同年4月22日以降、4月22日付決定書面の内容を踏まえ、特別抗告（以下「本件特別抗告」といいます。）が最高裁判所に認められる可能性についても検討を開始いたしました。公開買付者は、同年4月22日時点では、本件特別抗告が認められる可能性は低いものと考えておりましたが、その後、慎重に本件特別抗告の申立理由について検討を進めた結果、同年4月24日付けで、4月22日付決定書面の文書の内容を踏まえた場合、本件特別抗告についても最高裁判所に認められる可能性があることと判断したことから、名古屋高等裁判所の4月22日付決定を不服とし、当該決定に対して最高裁判所に対して本件許可抗告の他、本件特別抗告（以下、本件許可抗告及び本件特別抗告を総称して「本件許可抗告等」といいます。）も申立てることを同年4月24日付けで決定いたしました。また、公開買付者は、最高裁判所に対して、本件特別抗告を同日付けで郵送により申立てました。これに伴い、公開買付者は、同年4月26日付けで関東財務局長に公開買付届出書の訂正届出書（以下「4月26日付訂正届出書」といいます）を提出しておりますが、公開買付者は、2021年4月26日時点においても、本公開買付けは撤回せず、4月23日付訂正届出書に記載した方針を変更し、第二審が裁判所で棄却され、公開買付者が当該決定を不服とし、許可抗告の他、特別抗告も併せてその両方を申立てた場合は、その両方が第三審（最高裁判所）で棄却又は却下されると公開買付者が判断した場合、或いは棄却又は却下された場合に、本公開買付けを撤回する方針といたしました。そして、同日時点の本公開買付期間が2021年5月13日までであったところ、4月26日付訂正届出書の提出により、法第27条の8第2項、法第27条の8第8項、及び府令第22条第2項の規定に基づき、公開買付者は、4月26日付訂正届出書を提出した2021年4月26日より起算して10営業日を経過した同年5月14日を本公開買付期間の末日とし、本公開買付期間を合計71営業日まで延長することを同年4月26日付けで決定いたしました。

<中略>

そして、公開買付者が、上述の通り、対象者の本買収防衛プランに対して新たな見解を有したこと、及び本件意向表明書等の提出を決定したことに伴い、公開買付者は、2021年5月13日付けで関東財務局長に公開買付届出書の訂正届出書（以下「5月13日付訂正届出書」といいます）を提出しておりますが、

同日時点の本公開買付期間が2021年5月14日までであったところ、5月13日付訂正届出書の提出により、法第27条の8第2項、法第27条の8第8項、及び府令第22条第2項の規定に基づき、公開買付者は、5月13日付訂正届出書を提出した2021年5月13日より起算して10営業日を経過した同年5月27日を本公開買付期間の末日とし、本公開買付期間を合計80営業日まで延長することを同年5月13日付けで決定いたしました。

その後、公開買付者は、同年5月17日付けで名古屋高等裁判所より、本件許可抗告に関し、同年5月14日付けで抗告不許可が決定された旨の書面（以下「5月14日付け抗告不許可決定書面」といいます。）を受領いたしました。

公開買付者は、5月14日付け抗告不許可決定書面を受領したこと、並びに対象者が同年5月14日付けで「2021年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」、「繰延税金資産の計上及び連結業績予想と実績との差異に関するお知らせ」、及び「2021年3月期 配当予想の修正に関するお知らせ」と題するプレスリリースを公表したこと（詳細は、対象者が公表する当該プレスリリースをご参照ください。）、に伴い2021年5月17日付けで関東財務局長に公開買付届出書の訂正届出書（以下「5月17日付訂正届出書」といいます）を提出しておりますが、同日時点の本公開買付期間が2021年5月27日までであったところ、5月17日付訂正届出書の提出により、法第27条の8第2項、法第27条の8第8項、及び府令第22条第2項の規定に基づき、公開買付者は、5月17日付訂正届出書を提出した2021年5月17日より起算して10営業日を経過した同年5月31日を本公開買付期間の末日とし、本公開買付期間を合計82営業日まで延長することを同年5月17日付けで決定いたしました。なお、2021年5月17日時点において、本件特別抗告に関しては、第三審（最高裁判所）において何ら決定はされておりませんが、同年5月17日以降も本公開買付けの撤回の方針は変更せず、本件特別抗告も棄却又は却下されると公開買付者が判断した場合、或いは棄却又は却下された場合において、本公開買付けを撤回する方針です。

<後略>

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

(変更前)

2021年1月28日（木曜日）から2021年5月27日（木曜日）まで（80営業日）

<後略>

(変更後)

2021年1月28日（木曜日）から2021年5月31日（月曜日）まで（82営業日）

<後略>

(8) 決済の方法

② 決済の開始日

(変更前)

2021年5月31日（月曜日）

(変更後)

2021年6月2日（水曜日）

以上